

トヨタモビリティパーツ株式会社 安全管理規程

第一章 総則

(目的)

第一条 本規程は、トヨタモビリティパーツ株式会社（以下、「当社」という。）において、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第三条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全を確保するため、次の各号に掲げる責務を有する。
 - (1) 輸送の安全に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じること
 - (2) 輸送の安全に関し、安全統括管理者の意見を尊重すること
 - (3) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を確認し、必要な改善を行うこと

(社内組織)

第四条 輸送の安全の確保について責任ある体制構築及び企業統治を適確に行うため、次に掲げる者を選任し、配置する。

- (1) 安全統括管理者（全社にて1名を選任）
- (2) 安全統括責任者（各支社にて1名を選任）
- (3) 運行管理者及び補助者（以下、「運行管理者等」という。）
（各支社にて必要数を選任）
- (4) 整備管理者及び補助者（以下、「整備管理者等」という。）
（各支社にて必要数を選任）

(安全統括管理者の選任及び解任)

第五条 安全統括管理者は、本部長、本部長補佐の中から社長が任命する。

- 2 安全統括責任者は、各支社にて支社長、物流担当責任者等から選任する。

- 3 運行管理者等及び整備管理者等の選任及び運用は、運行管理規程及び整備管理規程に定めるところによる。
- 4 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任するものとする。
 - (1) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
 - (2) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき

(安全統括管理者の責務)

第六条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を持つように、社員に対し周知を図ること
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること
- (5) 輸送の安全の確保状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること
- (8) 整備管理が適切に行われるよう、整備管理者を統括管理すること
- (9) 輸送の安全を確保するため、必要な教育又は研修を行うこと
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと

第三章 輸送の安全の確保についての基本方針等

(輸送の安全に関する基本方針等)

第七条 社長は輸送の安全に関し、次の各号に掲げる基本方針を社員に周知させるとともに、実現に向けて主導的役割を果たす。

- (1) 輸送の安全の確保が経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 全社員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全の確保に関する情報について公表する。

(運行管理規程)

第八条 輸送の安全の確保について、運行の管理に関する事項については運行管理規程に定める。

(重点施策の策定)

第九条 第七条の基本方針に基づく、実施すべき重点施策、達成目標、実施計画及び実施に必要な予算案等は、組織規程に定める責任部署に置いて協議の上策定し、安全統括管理者に報告の上、社長の承認を得る。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(重点施策の実施)

第十条 社員は、前条に基づき策定された重点施策を着実に実施し、目標達成に向け誠実に努力するものとする。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十一条 社長と現場及び運行管理者等と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるものとする。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じるものとする。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十二条 事故、災害等が発生した場合における運転者のとるべき措置及び報告連絡体制は、運行管理規程及び緊急連絡及び情報共有体制に定めるところによる。

- 2 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 3 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十三条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十四条 安全統括管理者は、自ら又は自らが指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合等、特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 3 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて緊急の是正措置又は予防措置を講じるものとする。

(改善指示)

第十五条 社長は、事故、災害及び前条の報告を受けた場合、又は輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、安全統括管理者に対し改善のための必要な措置を指示するものとする。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるものとする。

(情報の公開)

第十六条 輸送の安全に関する情報は、ホームページへの掲載等により外部に公表するものとする。

- 2 事故発生後における再発防止策等、輸送の安全の確保のために講じた改善状況等について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表するものとする。

(記録の管理等)

第十七条 輸送の安全確保のための施策の推進にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを3年間保存するものとする。

- 2 前項の記録及び保存の方法は別に定めるものとする。

(規程の見直し)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に必要な見直しを行うものとする。